C_{26} ＝ 0.966
C_{27} ＝ 0.932
C_{28} ＝ 0.9186
C_{29} ＝ 0.7237
C_{30} ＝ 0.73508
$C_{令元}$＝ 0.02169
$C_{令2}$＝ 0.03610
$C_{令3}$＝ 0.04881

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
E_{22} ＝ 0.95288
E_{23} ＝ 0.95763
E_{24} ＝ 0.983
E_{25} ＝ 1.000
E_{26} ＝ 0.966
E_{27} ＝ 0.932
E_{28} ＝ 0.9186
E_{29} ＝ 0.7237
E_{30} ＝ 0.73508
$E_{令元}$＝ 0.02169
$E_{令2}$＝ 0.03610
$E_{令3}$＝ 0.04881

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
G_{21} ＝ 1.000

C_{26} ＝ 0.967
C_{27} ＝ 0.917
C_{28} ＝ 0.7250
C_{29} ＝ 0.7133
C_{30} ＝ 0.03483
$C_{令元}$＝ 0.02133
$C_{令2}$＝ 0.03550

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
E_{22} ＝ 0.93817
E_{23} ＝ 1.017
E_{24} ＝ 0.983
E_{25} ＝ 0.983
E_{26} ＝ 0.967
E_{27} ＝ 0.917
E_{28} ＝ 0.7250
E_{29} ＝ 0.7133
E_{30} ＝ 0.03483
$E_{令元}$＝ 0.02133
$E_{令2}$＝ 0.03550

F　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
G ＝ 1.000